

八王子市
安全・安心まちづくりのための
防犯対策方針

八王子市

平成26年6月

目次

方針策定の目的と改正の背景	1
方針の位置づけ	3
基本方針	4
施策の展開	5
1 生活安全対策の充実	5
2 地域の防犯体制の充実	14
3 防犯意識の向上	15
4 暴力団排除の推進	16

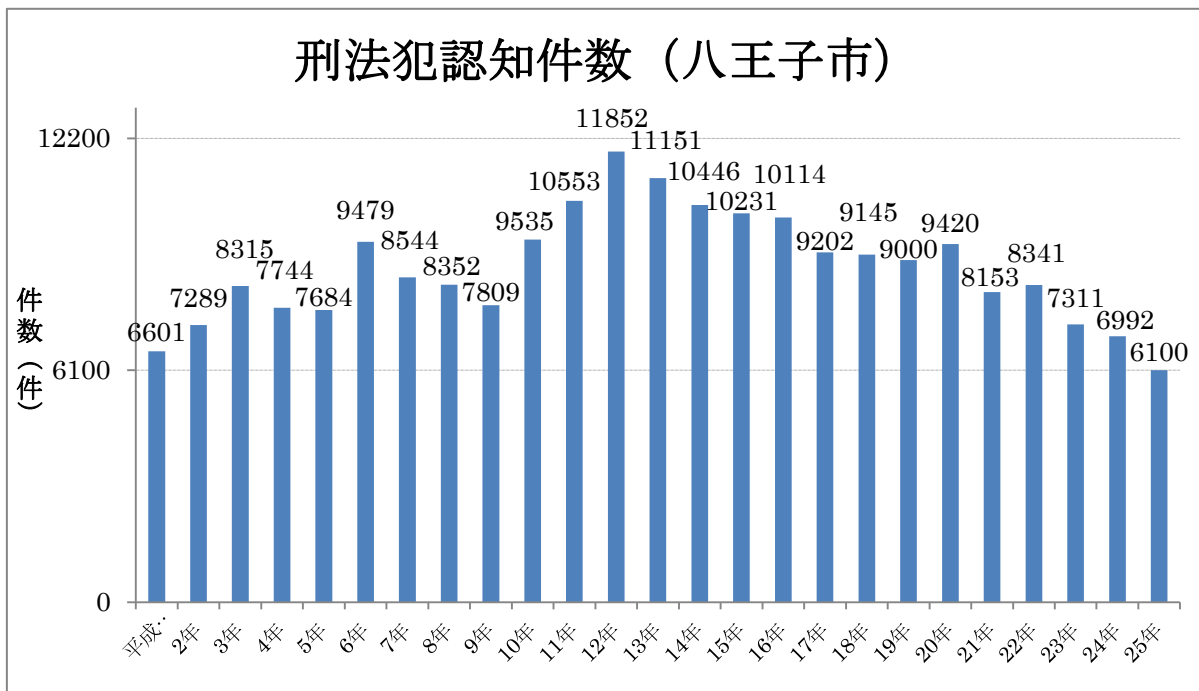
方針策定の目的と改正の背景

八王子市においては、平成に入ってから年々増加する犯罪に対応するため、平成 15 年度に「生活の安全・安心に関する条例」を施行し、続く平成 16 年度に「八王子市安全・安心まちづくり指針」を策定し、本市における犯罪防止対策に取り組んできたところである。

刑法犯認知件数(警察が犯罪について、被害の届出等によりその発生を確認した件数)は、策定当時の平成 16 年の約 10,000 件から減少傾向が続き、平成 25 年は約 6,000 件と、約 6 割程度まで減少しているものの、近年では振り込め詐欺等の特殊詐欺の増加が顕著となっている。

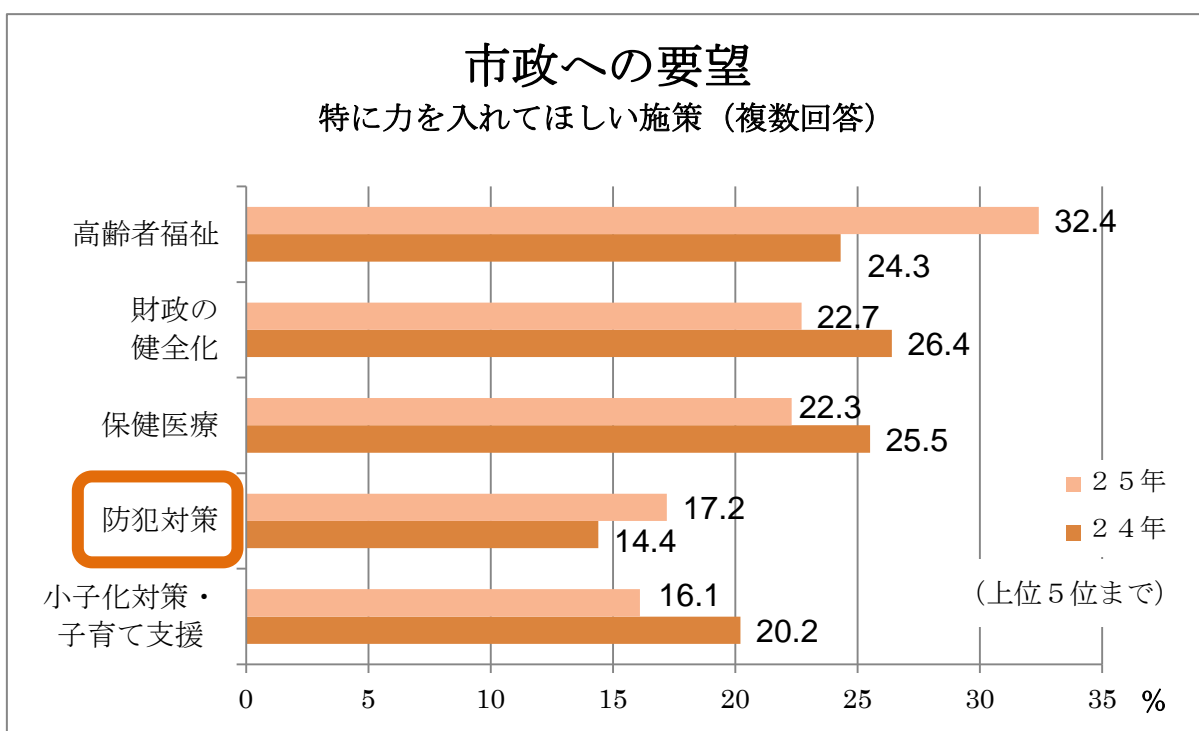
平成 25 年に本市の新基本構想・基本計画を示した「八王子ビジョン 2022」を策定し、防犯体制の充実を施策に掲げたことや、平成 25 年の市政世論調査で防犯対策が市政への要望で 4 位となり、依然市民からの関心が高いことから、全庁における防犯体制を再確認するとともに、社会情勢や犯罪傾向などの変化に合わせ名称とともに内容について改めて見直すこととする。

認知件数グラフ



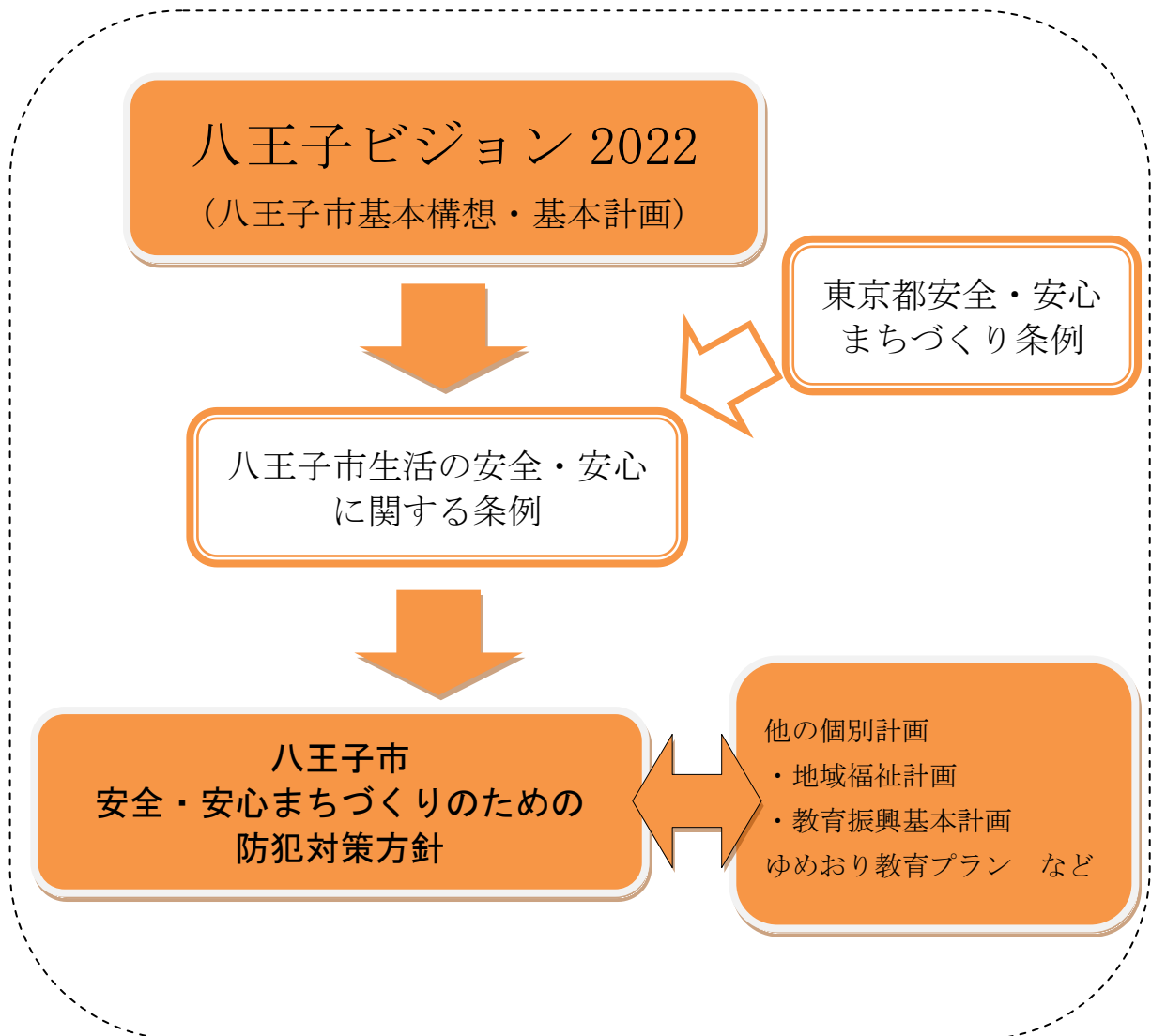
※警察が犯罪について、被害の届出等によりその発生を確認した件数

平成25年市政世論調査



方針の位置づけ

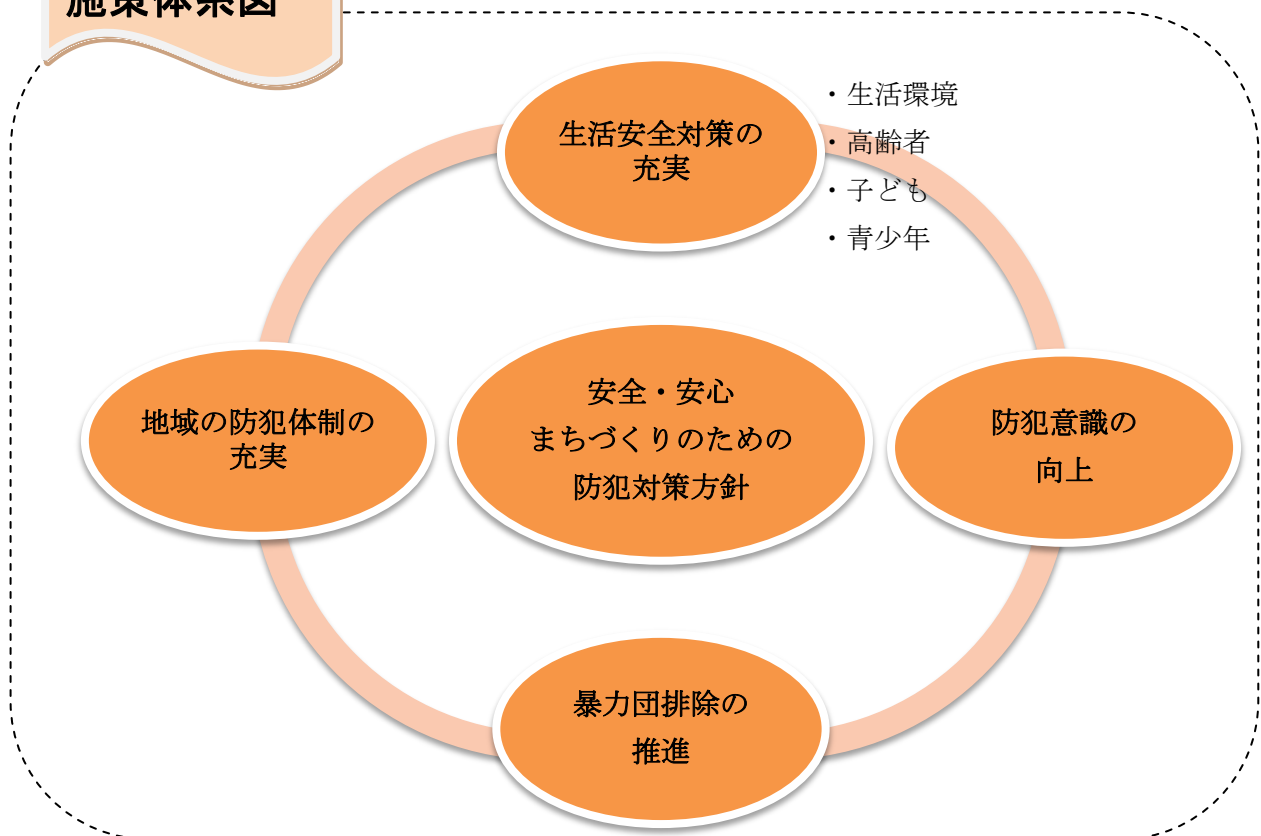
八王子市の新基本構想・基本計画である「八王子ビジョン 2022」を推進するための個別方針として位置づけ、他の個別計画と連携をとりながら八王子市の防犯対策に関して、施策展開の方向性と具体的な施策を示す。



基本方針

市民・防犯団体・事業者・市・警察が主体的に進めている安全・安心のまちづくりの取り組みを尊重しつつ、犯罪防止のため、以下の4つの施策の展開に基づき、八王子市が担う役割を明確にすることで、より効果的・総合的な活動に発展させる。

施策体系図



施策の展開

1 生活安全対策の充実

犯罪を未然に防ぐため、防犯に配慮した建物の普及や、道路・公園の見通しの確保などの犯罪の発生しにくい環境づくりを行うとともに、高齢者・子ども・青少年に対する防犯対策の充実を図り、安全で安心なまちづくりを推進する。

(1)生活環境

住宅・店舗においては、東京都が策定した「住宅における犯罪の防止に関する指針」に基づき、防犯効果の高い建物の普及に努め、既存の住宅等についても防犯効果が向上するような対策を推進する。

繁華街・商店街においては、東京都が策定した「繁華街等における安全・安心の確保に関する指針」に基づき、関係地域団体と連携し、犯罪の発生しにくいまちづくりを推進する。

道路・公園等においては、東京都が策定した「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針」に基づき、樹木の剪定による見通しの確保など犯罪の発生しにくい環境づくりを行う。

公共施設においては、実情に応じた対策を講じ、市民の安全確保に努めるとともに、犯罪の未然防止を図る。

施策	施策内容	所管
市職員による日常業務中のパトロール	日常業務で外出する市職員が、本来業務に加えて、不審者や不法投棄などの発見に努める。	全所管
公共施設における安全確保	随時防犯に関する安全点検を実施し、犯罪発生時の対策についてマニュアル化するなど、各施設の実情に応じて、市民の安全確保に努めるとともに、犯罪の未然防止を図る。	全所管 (施設を管理する所管)
青色パトロールカーによる巡回	パトロールカーにより、市内全域のパトロールを行うとともに、犯罪発生多発地区などにおける重点的な巡回や広報啓発活動を実施する。	防犯課

施策		施策内容	所管
防犯カメラ設置の支援		犯罪抑止や警察による犯人検挙の手助けとなる防犯カメラを設置する商店会や町会・自治会などの支援として、設置する場合の注意事項を示したガイドラインを策定するなど、プライバシーに配慮しつつ設置を促す。	防犯課
落書き消去活動		地域住民や警察とともに市内の落書きを消去し、軽微な犯罪を見逃さないことで監視の目をアピールし、地域の防犯力を高める。	防犯課
路上喫煙防止の取り組み		路上喫煙による危険等の防止を図るため、「八王子市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、喫煙者にマナーの向上を訴え、安全な歩行空間を確保する。	環境政策課
不法投棄防止の取り組み		不法投棄防止のため、注意喚起の看板設置や、夜間及び深夜の不法投棄監視パトロールを行い、体感治安の悪化を防ぐ。	ごみ減量対策課 戸吹清掃事業所 館清掃事業所 南大沢清掃事業所
資源物持ち去り防止の取り組み		資源物の持ち去りを防止するため、張込みやパトロールを実施するとともに、東京都や近隣市と持ち去り対策の情報交換を行う。	ごみ減量対策課 戸吹清掃事業所 館清掃事業所 南大沢清掃事業所 ごみ総合相談センター
住宅・店舗における防犯対策	宅地開発における防犯対策	八王子市宅地開発指導要綱に基づき、公衆街路灯(防犯灯)の設置等の指導を行うことにより、事業者へ安全対策の徹底を図る。	開発指導課 協働推進課
	市営住宅の防犯対策	市営住宅においては、共用廊下や玄関等に死角となる物が置かれることのないように、自治会に対して協力を呼びかけるとともに、入居者に配布する広報誌にて周知を行う。	住宅政策課

施策	施策内容	所管	
住宅・店舗における防犯対策	防犯力の高い建物の普及	戸数が10戸以上の共同住宅及び特定の店舗を新築等する場合、建築確認または八王子市集合住宅等建築指導要綱に基づく事前協議の際に、犯罪を防止するための設備の設置などについて管轄警察署と協議するよう指導し、防犯力の高い建物の普及を目指す。	防犯課 開発指導課 建築審査課
	空き家の適正管理	防犯・防災上管理不全な状態となっている空き家の所有者等に対し、「八王子市空き家の適正管理に関する条例」による指導等を行い、自主的な適正管理を促していく。	防犯課
繁華街・商店街における防犯対策	生活安全パトロールの実施	毎月、八王子警察署、町会・商店会等の地域関係団体と市が協働し、八王子駅周辺の防犯パトロールを行う。	全所管
	客引き行為の禁止	市内全域において客引き、スカウト行為等を禁止し、八王子駅周辺については重点区域に指定し、市民指導員とともに指導を行うことで健全なまちづくりを推進する。	防犯課
	つきまとい勧誘行為の禁止	業種に関わらず、拒絶の意思を示している者に対し執拗に勧誘する行為を禁止し、行為者等に指導等を行うことで健全なまちづくりを推進する。	防犯課
	置き看板、捨て看板の禁止	道路上の置き看板や捨て看板の設置者に対し、指導等を行い、安全でゆとりある歩行空間の確保に努める。	防犯課 まちなみ景観課 管理課
	自転車置き場の確保	駅周辺において、自転車置き場及び短時間利用者向けの自転車置き場を確保することにより、放置自転車の防止に努め、通行機能の確保を図る。	交通事業課
	関係機関との連携強化	八王子駅周辺の町会・商店会、八王子警察署、防犯協会、市の相互協力体制を構築するため、「八王子駅周辺安全対策協議会」を定期的開催する。	防犯課

施策	施策内容	所管	
道路公園等における防犯対策	道路や公園の見通しなどの確保	街路樹や公園の樹木を剪定するとともに、街路灯・照明灯を設置することにより、道路や公園の見通しを確保するとともに、公衆トイレを清潔に保ち夜間は周辺を明るくするなど、犯罪の発生しにくい環境の確保に努める。	公園課 路政課 管理課 補修センター
	公衆街路灯(防犯灯)の設置支援	町会、自治会等が設置している公衆街路灯(防犯灯)について電気料の助成を行なうとともに、増設への支援及び効果的な配置などの適切なアドバイスを行う。	協働推進課
	歩行の安全確保	古くなったガードパイプ等の安全柵について、通学路等の路線において優先的に建て替えなどを行うことで歩道と車道の分離に努め、ひったくりや連れ去りなどの犯罪を未然に防止し、歩行の安全を確保する。	路政課
	公園のパトロール	青少年の溜まり場となるような、苦情が多い公園にあっては、人通りが少なくなる夜間帯を中心にパトロールに努めるなど、公園の適正な管理に努める。	公園課 防犯課

(2)高齢者

多発する振り込め詐欺などの被害から高齢者を守るため、防犯に関する広報・啓発・周知・情報提供・指導を積極的に行い、高齢者が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

施策	施策内容	所管
一人暮らし高齢者等の相談や消費者被害に関する周知・啓発	高齢者あんしん相談センターにおいて、一人暮らし高齢者等に対する相談や消費者被害に関する周知・啓発を行う。	高齢者福祉課
訪問時や相談時における犯罪被害防止の周知・啓発	シルバーふらっと相談室館ヶ丘、シルバー見守り相談室長房において、高齢者宅の訪問時や相談室に高齢者が訪れた際にリーフレットを配布するなどの周知・啓発を行う。	高齢者いきいき課

施策	施策内容	所管
高齢者等のイベントにおける犯罪被害防止の啓発	長寿を祝う会事業や介護の日事業などの、高齢者またはその支援者が集まるようなイベントにおいて犯罪被害防止の啓発を行う。	高齢者いきいき課
振り込め詐欺や勧誘電話被害防止の取り組み	多発する振り込め詐欺や勧誘電話に対する防止策として、悪質な電話からの着信を自動で警告する機能を搭載した機器等の設置を推進する。また、振り込め詐欺に関する出前講座の開催を、町会・自治会や老人会など地域の団体向けに開催する。	防犯課
高齢者への虐待を防止するための支援	高齢者への虐待防止のため、ケースワーカーによる相談を行い、また、施設への措置入所を行うことで被害拡大防止を図る。	高齢者福祉課

(3)子ども

学校等においては、東京都が策定した「学校等における児童等の安全確保に関する指針」に基づき、防犯に配慮した施設・設備の強化や安全確保の体制の整備に努め、また、保護者、地域及び関係団体と連携し、子どもの安全につながる施策を実施するなど、子どもを犯罪から守るための対策を推進する。

施策	施策内容	所管
学校の安全の確保	小・中学校にあっては、学校保健安全法等の法令に基づき、定期的かつ日常的に点検を実施する。また、無人となる時間帯については警備を行い、防犯に配慮した設備の改修に努め、学校の安全を確保する。	施設管理課
通学路の安全確保	通学路の合同点検(学校関係者、道路管理者、警察)を実施し、危険個所を把握するとともに改善に努める。	保健給食課
	小・中学校において、児童・生徒が実際に地域を歩き、地域安全マップを作成するなど、学校・家庭・地域が一体となり、地域の安全確認を行う。	指導課

施策	施策内容	所管
保育園、児童館、学童保育所における児童の安全確保	保育園においては、出入り口を可能な限り施錠することとし、玄関等にインターホンを設置して通話または目視により来訪者を確認できるようにし、部外者の侵入を防止する。	保育幼稚園課
	児童館、学童保育所においては、可能な限り、出入り口を施錠することとし、玄関脇にインターホンを設置するか、事務室を見通しのきく場所に配置するなど、不審者の侵入を未然に防ぐよう努める。	児童青少年課
非常通報装置の設置及び使用	非常通報装置(学校 110 番)を設置し、使用方法についての研修、訓練を実施し、職員が緊急時に迅速に通報を行えるようにする。	保育幼稚園課 施設管理課 児童青少年課
防犯ブザーの配布	子どもの犯罪被害防止のため、防犯ブザーを小学校新入学児童全員に配布する。	保健給食課
「ピーポくんの家(子ども 110 番)」の登録拡大	小学校 PTA 連合会と連携し、民家や商店などに協力を依頼し、児童が不審者等から逃れるための緊急避難所「ピーポくんの家(子ども 110 番)」の登録拡大に努める。	保健給食課
スクールガードリーダーの配置	元警察官等の防犯の専門家をスクールガードリーダーとして依頼し、学校を巡回して、学校の防犯体制の評価や学校安全ボランティアに対する指導・助言を行う。また、子どもや家庭、地域を対象とした防犯講習会を学校等で開催する。	保健給食課
学校安全ボランティアへの支援	学校を単位とした、地域のボランティアによる登下校の見守りや学校内外のパトロール活動に対し、パトロール用腕章・ウインドブレーカー等の貸与、傷害保険契約等を行うことで、「不審者には閉ざされた、地域には開かれた学校」を目指す。	保健給食課
児童・生徒への安全教育の実施	全小・中学校において安全教育の全体計画・年間指導計画を整備し、安全教育を推進することで、児童・生徒の安全対応の向上を図る。	指導課

施策	施策内容	所管
教師や学校関係者に対する研修	学校への不審者侵入時等の非常事態の際、児童・生徒の安全を確保するための防犯研修会を希望校を対象に実施する。	指導課
犯罪防止教育の推進	児童・生徒に対して犯罪被害防止の指導や、学校、家庭、地域、関係諸機関の意見交換会及び啓発を行う「セーフティ教室」を全小・中学校で実施する。	指導課
子どもを見守るネットワーク	三多摩地域の企業や労働組合では、車両業務を行うバス、タクシーを中心に、子どもの安全を守る活動を行っている。市でもこの活動に参加し公用車に指定ステッカーを貼り、子どもの見守り活動を行う。	子どものしあわせ課
防犯教室の開催	学校の休み期間を利用して、主に小学生に対して「はちおうじキッズパトロール隊」防犯教室を開催、パトロールなどの活動を通じ、自分たちの地域の安全安心について考える機会を提供する。	防犯課
子どもの安全対策等についての協議	学校運営協議会などの各学校において地域の関係者と会える機会の中で、子どもの安全対策等についても協議を行う。	保健給食課
安全で安心な「居場所」の提供	放課後子ども教室において、小学校の校庭などを利用し、子どもたちに安全で安心な居場所を提供する。	生涯学習政策課
児童虐待防止に向けた取り組み	専門相談員が市内の18歳未満のすべての子どもと家庭の総合的な相談に対応し、各関係機関と連携して支援サービスを提供することで、保護者の負担を軽減するとともに孤立化を防ぎ、児童虐待の防止に努める。	子ども家庭支援センター
長期休業中の子どもの安全への取り組み	夏休みや冬休みの長期休業の間、子どもたちが楽しく安全に過ごせるように、「夏・冬休み子どもを守る事故・犯罪ゼロ作戦」を実施し、「防げる被害を未然に防ぐ」を合言葉に、職員が公私で外出する際に子どもを見守るほか、公園等の市施設の設備点検などを実施する。	全所管

(4) 青少年

青少年の健全な育成のために、家庭、地域、関係団体等と連携した取り組みを行い、意識啓発、人材育成支援を行うなど、青少年を取り巻く環境づくりを行う。

施策	施策内容	所管
青少年育成指導員による活動	青少年育成指導員による巡回活動や環境調査・浄化活動を行い、青少年の健全育成のための環境づくりを行う。	児童青少年課
家庭、学校、地域の連携した取り組み	市、警察署、学校、各関連機関で構成する「青少年問題協議会」における調査・審議に基づき、八王子市青少年健全育成基本方針重点目標を策定し、家庭・学校・地域が一体となって青少年の健全育成に取り組む。	児童青少年課
関係団体への支援	学校、PTA、各関係団体で構成する「青少年対策地区委員会」や「子ども会」等の地域における青少年の健全育成団体への支援を行うことにより、団体の地域活動や人材確保・育成を推進する。	児童青少年課
非行など立ち直りに関する各関係機関・団体との連携	市や更生保護団体・機関、ハローワーク八王子、警察署、児童相談所などで構成する「こども若者サポート事業連絡協議会」において情報交換等を行う。	児童青少年課
相談機能の充実	様々な困難を抱える若者のために、「サポートネット・はちおうじ」において非行などの相談、教育センターにおいて青少年相談を行い、少年犯罪の防止につながるような心のケアを実施する。	児童青少年課 教育支援課
余暇時間を自由に過ごせる「居場所」の提供	児童館において青少年が余暇時間を自由に過ごせる「居場所」を確保し、青少年の健全育成に努める。	児童青少年課
暴走族追放の推進	「八王子市暴走族追放条例」により、暴走行為を助長する行為を規制することで、市民生活の安全及び平穏の確保並びに少年の健全な育成を図る。	防犯課

(5) その他の安全対策

施策	施策内容	所管
悪質商法被害防止の取り組み	相談体制の強化、講座やイベントによる啓発活動や消費者教育の充実を図ることで、悪質商法等による消費者被害の未然防止・救済に努める。	消費生活センター
配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき、配偶者等からの暴力を許さない意識づくり、相談体制の強化と被害者保護・自立支援の充実、関係機関との連携強化を行う。	男女共同参画課
DV・ストーカー行為等の被害者支援	DV・ストーカー等の被害者で警察などへ相談をしている者からの申出により、住民票の写し等の交付制限などを行い被害者の保護を図る。	市民課

2 地域の防犯体制の充実

町会・自治会や防犯団体との連携や支援、警察署との連携を行うことで地域の防犯力を高め、安全で安心なまちづくりを推進する

施策	施策内容	所管	
町会・自治会に対する支援	防犯活動への支援	町会・自治会が自主的に活動を行っている防犯パトロールに必要な用具を貸与し、効果的な防犯活動を行うための支援を行う。	防犯課
		防犯活動中の不慮の事故に備えるため、ボランティア保険に加入し、安心して地域で防犯活動ができる環境づくりを行う。	防犯課
	団体の活性化の推進	「自主防犯パトロール活動推進写真展」を開催し、地域が防犯活動を行っている姿を広く周知し、活動参加者の拡大を図る。	防犯課
		町会・自治会による自主防犯活動の「規模」「活発さ」「影響力」に着目して評価を加え、特に優れている団体を「八王子市自主防犯活動優良団体」と認定する。	防犯課
地域での指導者の育成	地域での自主防犯活動を牽引する地域防犯リーダーを養成するための講習会を実施する。	防犯課	
関係団体への支援	市内の防犯団体との連携を図り、運営支援を行う。	防犯課	
警察との連携	市と市内の3警察署及び関係団体との相互協力体制を確立するため、「防犯対策連絡会」を定期的に行う。	防犯課	
		「八王子市安全安心推進協働宣言」に基づき、市と市内の3警察署がそれぞれの役割のもと、相互に連携を図り「安全・安心まちづくり」に取り組む。	防犯課

3 防犯意識の向上

講習会や啓発、イベント、防犯情報の提供を行うことで防犯に対する知識や意識の向上を目指し、安全で安心なまちづくりを推進する。

施策	施策内容	所管
講習会等	防犯講習会の促進 防犯に関する出前講座の開催を、町会・自治会や老人会など地域の団体に促すとともに、警察と連携しながら、防犯意識向上に向けた「防犯講習会」を実施する。	防犯課
啓発・イベント	「八王子市防犯の日」 毎月20日の「八王子市防犯の日」を周知し、防犯意識の高揚を図るとともに、地域での防犯活動の展開を促す。	防犯課
	防犯指導員による活動 防犯指導員が、各家庭や町会・自治会への防犯指導及び犯罪多発地域のパトロールなどを行い、犯罪の未然防止や、市民の防犯意識の向上、及び地域の防犯力の向上を図る。	防犯課
	「市民防犯のつどい」の開催 市内3警察署及び防犯協会と連携し、防犯対策についての講演などを行う。	防犯課
	防犯キャンペーンの実施 市内3警察署や町会・自治会等と連携し、空き巣被害やパソコンやスマートフォンを利用したインターネット上での詐欺被害等の防止のための啓発を行う。	防犯課
防犯情報の提供	Eメール等を活用した迅速な情報提供 Eメールにより、犯罪や不審者の情報、防犯情報を迅速に提供することで注意喚起を行うとともに、新たな情報提供方法について検討する。	防犯課
	市広報、市ホームページなどによる情報提供 市広報、市ホームページなどにより、市民に犯罪・防犯情報を積極的に提供し、防犯意識の高揚を図るとともに、外国人に対する情報提供にも努める。	防犯課
	防災行政無線の活用 生命に係わる事案について、防災行政無線の活用を図り、市民の安全確保に努める。	防犯課

4 暴力団排除の推進

市民の安全で平穏な生活を確保するため、関係機関と連携し、暴力団排除活動を実施し、安全で安心なまちづくりを推進する。

施策	施策内容	所管
公の施設の使用等からの排除	「八王子市暴力団排除条例」により、暴力団を公の施設の使用や給付金の利用などから排除する。	全所管
講習会の開催	責任者が自信を持って業務を多角的、効果的に行うため、暴力団員等からの不当要求の手口や、具合的対応要領等について、不当要求防止責任者講習会を市職員向けに定期的で開催する。	防犯課
関係団体との連携強化	市、市内3警察署及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターにより「八王子市から暴力団の排除を推進するための協定」を締結し、相互の協力関係を構築することで暴力団の排除を総合的に推進していく。	防犯課